

大阪広域水道企業団公報発行規則等の一部を改正する規則を公布する。
令和2年3月31日

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団規則第3号

大阪広域水道企業団公報発行規則等の一部を改正する規則

(大阪広域水道企業団公報発行規則の一部改正)

第1条 大阪広域水道企業団公報発行規則(平成23年大阪広域水道企業団規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(閲覧) 第4条 前条第3項に規定する方法により発行する公報は、 <u>経営管理部総務課</u> において一般の閲覧に供する。	(閲覧) 第4条 前条第3項に規定する方法により発行する公報は、 <u>経営管理部企画課</u> において一般の閲覧に供する。

(大阪広域水道企業団情報公開条例施行規則の一部改正)

第2条 大阪広域水道企業団情報公開条例施行規則(平成23年大阪広域水道企業団規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																
(目録等の閲覧等) 第13条 条例第34条第2項に規定する資料は、 <u>経営管理部経営企画課</u> に備え置く。 2 (略) 様式第17号(第12条関係) <table border="1"><thead><tr><th colspan="2">提出資料閲覧等請求書 (略)</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>希望する閲覧等の実施場所等</td><td><input type="checkbox"/> <u>経営管理部経営企画課</u>を希望する。 <input type="checkbox"/> 郵送を希望する。</td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr></tbody></table>	提出資料閲覧等請求書 (略)		(略)	(略)	希望する閲覧等の実施場所等	<input type="checkbox"/> <u>経営管理部経営企画課</u> を希望する。 <input type="checkbox"/> 郵送を希望する。	(略)		(目録等の閲覧等) 第13条 条例第34条第2項に規定する資料は、 <u>経営管理部企画課</u> に備え置く。 2 (略) 様式第17号(第12条関係) <table border="1"><thead><tr><th colspan="2">提出資料閲覧等請求書 (略)</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>希望する閲覧等の実施場所等</td><td><input type="checkbox"/> <u>経営管理部企画課</u>を希望する。 <input type="checkbox"/> 郵送を希望する。</td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr></tbody></table>	提出資料閲覧等請求書 (略)		(略)	(略)	希望する閲覧等の実施場所等	<input type="checkbox"/> <u>経営管理部企画課</u> を希望する。 <input type="checkbox"/> 郵送を希望する。	(略)	
提出資料閲覧等請求書 (略)																	
(略)	(略)																
希望する閲覧等の実施場所等	<input type="checkbox"/> <u>経営管理部経営企画課</u> を希望する。 <input type="checkbox"/> 郵送を希望する。																
(略)																	
提出資料閲覧等請求書 (略)																	
(略)	(略)																
希望する閲覧等の実施場所等	<input type="checkbox"/> <u>経営管理部企画課</u> を希望する。 <input type="checkbox"/> 郵送を希望する。																
(略)																	

(大阪広域水道企業団情報公開審査会規則の一部改正)

第3条 大阪広域水道企業団情報公開審査会規則(平成23年大阪広域水道企業団規則第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(庶務) 第7条 審査会の庶務は、経営管理部 <u>経営企画課</u> において行う。	(庶務) 第7条 審査会の庶務は、経営管理部 <u>企画課</u> において行う。

(大阪広域水道企業団個人情報保護審議会規則の一部改正)

第4条 大阪広域水道企業団個人情報保護審議会規則(平成23年大阪広域水道企業団規則第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(庶務) 第7条 審議会の庶務は、経営管理部 <u>経営企画課</u> において行う。	(庶務) 第7条 審議会の庶務は、経営管理部 <u>企画課</u> において行う。

(大阪広域水道企業団経営・事業等評価委員会規則の一部改正)

第5条 大阪広域水道企業団経営・事業等評価委員会規則(平成24年大阪広域水道企業団規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(庶務) 第9条 委員会の庶務は、経営管理部 <u>経営企画課</u> において行う。	(庶務) 第9条 委員会の庶務は、経営管理部 <u>企画課</u> において行う。

(大阪広域水道企業団行政不服審査会規則の一部改正)

第6条 大阪広域水道企業団行政不服審査会規則(平成28年大阪広域水道企業団規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(庶務) 第7条 審査会の庶務は、経営管理部 <u>総務課</u> において行う。	(庶務) 第7条 審査会の庶務は、経営管理部 <u>企画課</u> において行う。

(大阪広域水道企業団出納取扱金融機関選定委員会規則の一部改正)

第7条 大阪広域水道企業団出納取扱金融機関選定委員会規則(平成27年大阪広域水道企業団規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(庶務)	(庶務)

第9条 委員会の庶務は、経営管理部会計課において行う。

第9条 委員会の庶務は、経営管理部財務課において行う。

(大阪広域水道企業団総合評価等入札・契約制度評価委員会規則の一部改正)

第8条 大阪広域水道企業団総合評価等入札・契約制度評価委員会規則(平成24年大阪広域水道企業団規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(庶務) 第10条 委員会の庶務は、 <u>経営管理部会計課</u> において行う。	(庶務) 第10条 委員会の庶務は、 <u>事業管理部契約検査課</u> において行う。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。